

河川ボランティアモニター募集のお知らせ

国土交通省では、沿川住民の方々の河川に関する感想、意見及び要望を十分に把握し、あわせて河川愛護思想の普及啓発に資するためにボランティアによる河川愛護モニターを以下のとおり募集いたします。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、日常生活の中で次に該当する事項があれば、1月分まとめて河川管理者に連絡して頂くもので、何らご自身の活動に制限を与えるものではありません。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤ 地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動

2. 活動範囲

天神川、小鴨川、国府川、三徳川の国管理区間でモニター可能な区間(別添参照)

3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる活動力を有する20歳以上の健康な方

4. 委嘱方法と任期

モニターは倉吉河川国道事務所長より委嘱させていただきます。

任期は平成22年11月1日より3年間です。ただし、都合により途中で打ち切る場合があります。

5. 募集人員

興味がある方はどなたでも参加できます。

6. 手 当

当モニターはボランティアを基本としているため、無償でお願いすることになります。

7. 応募方法

郵便又はファックスにて、下記記入要領の該当事項を記入の上、平成22年10月22日までに、応募先まで送付して下さい。なお、記入にあたっては指定の用紙がありますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。用紙を送付させていただきます。

(記入要領)

- ① 氏 名
- ② 年 齢
- ③ 住 所、電話番号
- ④ 職 業
農業、漁業、林業、自営業（ ）、会社員（ ）、公務員（ ）、
学生（ ）、その他（ ）
- ⑤ 所属する団体等があればその組織名と役職
(〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事等)
- ⑥ これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑦ 活動範囲の希望
- ⑧ 応募理由、〇〇川の感想、要望など
- ⑨ 過去の河川愛護モニターの経験

8. 応募先、問い合わせ先

住所 〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1丁目18番地
国土交通省倉吉河川国道事務所 河川管理課 宛
電話 0858-26-6237 (直通)
FAX 0858-26-8200

日本海

国管理区間

国管理区間=

県管理区間=

※モニターは国管理区間のうち、活動可能な範囲

